

ウィリング横浜及び社会福祉センターのあり方検討
並びに次期指定管理者の選定について

1 主旨

ウィリング横浜及び社会福祉センターは、平成18年度から指定管理を実施し、22年度をもって期間が終了します。

通常の日程に従えば、次期指定管理者（5年間）を公募するところですが、両施設ともに行政監査や指定管理者第三者評価において、施設のあり方を見直すよう指摘されています。

そのため、両施設のあり方と施設機能を見直す必要があり、検討に必要な期間を考慮し、次期指定管理者については、期間を2年間とし、非公募により現指定管理者を選定したいと考えております。なお、その場合は、公募による指定管理は平成25年度から開始することとなります。

2 ウィリング横浜及び社会福祉センターのあり方検討

(1) ウィリング横浜

施設の目的	福祉保健従事者及び市民に対し、研修、情報提供、交流の場及び機会の提供等を通じて、福祉・保健人材の養成及び確保を図る。
課題	研修ニーズの高まりから研修室の稼働率は上昇傾向にあるが、宿泊室の利用者やスポーツ施設の会員数は減少傾向にあり、福祉保健従事者の利用割合も高くない。
検討内容	①宿泊施設及びスポーツ施設のあり方 ②利用率の低い部屋の用途転換

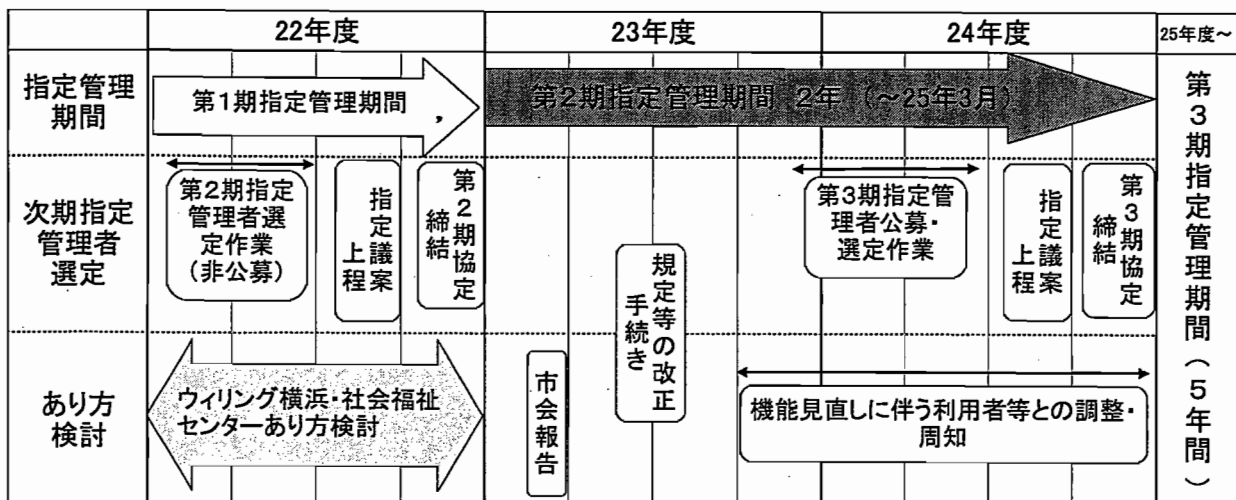
(2) 社会福祉センター

施設の目的	社会福祉を目的とする市民の相互交流及び活動の場を提供することにより、福祉の向上に寄与する。
課題	会議室や軽運動室は高い利用率となっているが、料理実習室等の利用率は低い傾向にある。各区に福祉保健活動拠点が整備される中、市域をエリアとする同センターの施設と一部重複が見られる。
検討内容	①利用率の低い部屋の用途転換 ②無料となっている部屋の適正な利用料金の設定

(3) 検討の方法

「あり方検討会」（有識者等）を設置し、検討を進めます。

3 スケジュール



(参考1 行政監査及び指定管理者第三者評価における指摘事項)

(1) ウィリング横浜

福祉保健人材の養成・確保のために活用することができるよう、情報資料室等の機能強化、研修室等の貸出、福利厚生施設の運営のあり方を見直す必要がある。

(2) 社会福祉センター

他の福祉活動拠点の機能を有する施設との役割分担を明確にし、あり方を見直す必要がある。

諸室の利用率向上のための広報、営業活動の強化と区ボランティアセンターとの連携や後方支援の役割の充実が求められる。

(参考2 ウィリング横浜及び社会福祉センターの施設概要)

施設名称	福祉保健研修交流センター 「ウィリング横浜」		横浜市社会福祉センター	
設置場所	港南区上大岡西（上大岡駅西口） ゆめおおおかオフィスタワー内 （地上26階建ての4～12階）		中区桜木町（桜木町駅前） 横浜市健康福祉総合センター内 （4・5階、7～10階）	
開設	平成9年10月開館		昭和56年4月開館	
指定管理者	(福)横浜市社会福祉協議会（～23年3月31日まで）			
施設構成	研修	研修室・討議室（21室）、和室、介護実習室（2室）、調理実習室	有料施設	会議室（6室） ホール（306席）
	情報	情報資料室、研究室		
	福利厚生	スポーツ施設（体育館、スポーツジム、多目的浴室）、宿泊室（17室）レストラン	無料施設	軽運動室、料理実習室、ボランティアセンター（録音室、ボランティアルーム等）、相談室等